

## ○神奈川県警察職員自主研究活動促進要綱の制定について

(昭和 52 年 4 月 20 日 例規神務発第 321 号)

最終改正 平成 18 年 10 月 11 日 例規第 48 号 神務発第 1836 号

各所属長あて 本部長

社会構造の変化に機敏に対応して、警察の責務を達成するためには、職員相互の啓発を促進し、職員一人ひとりが組織への参加意識を高めることにより、不断に組織機構の合理化及び警察運営の効率化を図り、常に組織が最適の機能を総合的に発揮できるようにすることが必要である。

このため、別添のとおり、神奈川県警察職員自主研究活動促進要綱を制定し、職員のグループ活動を組織的に援助、促進することにより、職員相互の啓発意欲、組織への参加意欲を高揚するとともに、グループの研究成果を警察運営の諸施策に反映させ、業務能率の一層の向上を図ることとしたから、次のことに留意し、その目的達成に格段の努力を払われない。

記

### 第1 制定の趣旨

県民の期待と信頼にこたえる警察体制を確立するためには、警察職員一人ひとりが職業倫理に徹し、人間として、また、社会人としての内面的な育成に配慮しつつ、組織の一員として、各般の警察事象に対処しうる実務知識と技能を確実に身につけ、組織を動かし、方向づけをする原動力としての役割を果たすことが重要である。

そのためには、たゆみない啓発を不断に実践すべきであり、特にグループによる相互啓発活動がチームワークを助長し、職員相互のコミュニケーションを深めるなどの効果もあるところから、職員相互で自主的に結成したグループが、警察運営の効率的方策などについて調査、研究活動を行う場合に、これらの活動に要する経費の援助その他研究事項に関する指導、助言、研究場所の提供、装備資器材の貸出し、資料の提供等の便宜供与を行うことにより自主的な研究活動を促進し、職員相互の啓発意欲、組織への参加意欲の高揚を図り、併せて研究成果を警察運営の諸施策に反映させ、業務能率の一層の向上を図ろうとするものである。

### 第2 要綱の解釈及び運用上の留意事項

#### 1 第2条(自主研究活動促進に関する事務)関係

自主研究活動を効果的に促進するため、神奈川県警察活力と魅力ある職場づくり総合対策推進規程(平成3年神奈川県警察本部訓令第10号)第8条に定める総合調整委員会(以下「委員会」という。)が事務処理を行うものとする。

#### 2 第3条(援助の対象)関係

援助の対象は、自主的に結成された職員の研究グループとし、グループの行う調査、研究の課題は、次に掲げる事項の中から自主的に選定するものとする。

(1) 警察業務の効率的運営方法及び今後の警察運営の在り方に関する事項のほか、これらと一体不可分の関係にある各種装備資器材の改良、開発、各種教養方法等に関する事項

(2) 委員会が、県警察の当面する問題点を選出して示す事項

### 3 第4条(援助の内容)関係

委員会が、研究グループに対して行う援助は、自主研究活動に通常必要と認められる図書、資料等の購入費、指導、助言を受けた場合の謝礼、交通費、用紙の購入費等の経費とする。

### 4 第5条(研究グループに対する協力)関係

自主研究活動が、広く職員の間に着し、相互啓発の気風が醸成されるためには、研究グループに対する理解と協力が不可欠であるところから、所属長は、研究事項に関する指導、助言、研究場所の提供、装備資器材の貸出し、資料の提供、複写機の利用等の便宜供与の要請を受けたときは、可能な限り要請に応じるなど自主研究活動の促進に配慮すること。

### 5 第6条(研究グループの結成及び届出)関係

(1) 研究グループを「できる限り異なる職域の職員で構成すること」としたのは、できるだけ違った所属、係等の職員によるグループ構成により、自主研究活動を通じて職員間の横の連絡を密にするとともに、衆知を集めた実質的な研究討議がなされることを目的としたものである。したがって、研究グループの結成に当たっては、構成員の所属、係等にとらわれることなく、各種クラブ活動、同期生会等の既存グループの活用にも配慮すること。

(2) 自主研究活動の促進に必要な各種の援助を円滑に行うため、事前に所属長が把握しておく必要があるため、研究グループの代表者は、研究グループを結成した場合には、速やかにその代表者の所属長に対し、研究事項、構成員の所属、階級(職)、氏名等を届け出るものとする。

(3) 届出を受けた所属長は、他の構成員の所属長に対してその旨を通報し、その後においても必要事項を通報するなどして、自主研究活動が円滑に行われるよう配慮すること。

### 6 第7条(活動期間)関係

(1) 自主研究活動の期間を「原則として当該会計年度内」としたのは、警察活動は一般的に暦年で行われているが、自主研究活動に対して経費の援助を行うところから、会計年度としたものである。

(2) 研究課題の内容によつては、長期間の研究を要するものもあると考えられるが、調査、研究等を活発に行うことによつて、努めて定められた期間内に終了すること。

(3) 自主研究活動は、自主的に行われる職員の任意の活動であるところから、勤務時間以外の時間に活動するものとする。

(4) 研究グループの代表者は、自主研究活動に当たっては、活動の日を定め、あるいはグループ員の研究すべき事項を明確にして分担させるなど、計画的かつ効果的な調査、研究等を行うよう配慮すること。

#### 7 第8条(経費援助の申請)関係

研究グループは、自主的に結成されるものであるところから、グループの構成員も一つの所属にとらわれないこととなるので、経費援助の申請に当たっては、グループの代表者が所定の申請書を作成し、委員会(警務部警務課企画室経由)に提出するものとする。

なお、申請期日は、委員会が毎年各所属に必要事項を指示する際に併せて通知する。

#### 8 第9条(経費援助の決定及び通知)関係

(1) 委員会は、経費援助の可否を決定するに当たっては、申請に係るグループの研究事項、グループ構成等を参考として、この要綱の目的達成に有意義と認められる研究グループに援助することとし、所定の通知書により援助決定と交付金額を通知する。

なお、経費を援助しないグループに対しては、その旨をグループの代表者に電話連絡により通知するが、援助されなかつたためにグループを解散するということなく、自主研究活動を継続して相互啓発に努めること。

(2) 委員会は、申請のあつたグループについてとりまとめ、グループ名、研究事項、グループ構成員の所属、階級(職)、氏名及び経費援助の有無を別途、各所属長に通知する。

#### 9 第10条(報告書の提出)関係

(1) 自主研究活動の成果の報告期限は、援助費交付決定通知の際、併せて通知する。

(2) 報告書は、原則として日本工業規格 A4 型の用紙を使用して作成し、適宜図表、資料等を添付し、期限までに、研究グループの代表者の所属長を経て、委員会に提出するものとする。

なお、期限までに提出できない場合は、中間報告書及び自主研究活動延期申請書を作成し、委員会に提出して承認を受けるものとする。

(3) 経費援助の申請をした研究グループは、援助を受けられなかつた場合であつても、自主研究活動の成果を委員会に提出することができるので、自主研究活動を積極的に行い、研究成果をとりまとめて、委員会に提出するよう努めること。

#### 10 第11条(研究成果の活用)関係

研究成果については、その結果を警察業務の各種施策に反映させるよう努めるものとする。

#### 11 第12条(表彰)関係

研究成果の内容が特に優れていると認められるものについては、表彰を行うものとする。

## 12 第13条(援助費の返還)関係

自主研究活動を促進し所期の目的を達成するため、経費の援助を受けた研究グループが、正当な理由がなく、自主研究活動を行わなかつたとき、又は報告書を提出しなかつたときは、援助費の全部又は一部を返還させるものとする。